

柔道整復師が

知っておくべき

法的知識Q&A

2022年10月
発売!!

柔道整復師

知っておくべき

法的知識

弁護士
高津陽介 著

Q&A



患者



保険者



損保会社



従業員

とのトラブル対応に必須

日本法令

接骨院で発生する法的トラブルは、保険者や損保会社との療養費の請求をめぐるもの、患者との治療の効果や情報管理をめぐるもの、従業員との労務トラブル等、多岐にわたります。中にはカスハラ被害に遭う等のケースも散見され、柔道整復師は、自分の身を守るための法的知識を身に付ける必要があります。

本書では、業界団体である全国柔道整復師連合会の顧問として、上記のようなトラブル対応に実績がある弁護士が、施術所の運営上押さえておくべき法的知識をQ&A形式で解説します。

- 弁護士 高津陽介 著
- A5判 320頁
- 定 価 3,630円(本体3,300円+税)

主な内容

第1章 柔道整復師とは

第2章 施 術

第3章 療 養 費

第4章 交通事故

第5章 労 災

第6章 患者トラブル

第7章 情報管理

第8章 広 告

第9章 人事労務

詳細は裏面を
ご覧ください

QRコードから
Amazonで
購入できます



日本法令®

はじめに

野球少年だった私の成長をみて、身体の限りを教えてくれたのは柔道整復師の先生でした。怪我を押しでも試合に出場しなければならぬ時の対処法や、再発防止のために日常生活動作で改善すべきところを教えていただき、単に「検査をして原因を説明し、その後は安静にしているよう指示する」という対応にとどまらぬ信頼と向き合い方を教えていただきました。

しかし、弁護士に比べてから痛感しているのは、柔道整復師の何たるかについて、世の中必ずしも正しく理解されていない面があるのではないかと感じる。そして、その誤解に基づく疑念が柔道整復師の先生に向けられた際、先生自身も、自分たちの存在を理論から解きほぐして説明することは容易ではない。その原因は理論的基礎がわかりやすく解説された書籍が不足しているからではないかと思うようになりました。

たしかに、柔道整復療養費の適正化を図る必要は、それにより柔道整復師のものの価値が下がりません。武道の「活法」を基本とし、これらに発展してきた柔道整復師は、負傷した人体の苦痛を除去し、日常生活動作上の障害等を行患者の立場からすれば、どこでどのような治療が決定される存在です。

書籍ながら、患者の自己決定権に資する治療の先生方をバックアップしたいと思い、本書を、柔道整復師と後方をつなぐ保険者、損害保険会社も、少しでもお役に立てば幸いです。

本書の発刊にあたっては、株式会社日本法廷の顧問や補完すべき点のご意見をいただきました。ありがとうございます。

参照してください。

(9) 回答義務

施術管理者は、療養費支給申請書の記載内容等について、保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答する義務があります（附則 36）。

(10) 指導・監査

開設者、施術管理者および勤務する柔道整復師（以下「受」）局長と都道府県知事が必要に応じて指導または監査を行う権限を有する（附則 37）。

CONTENTS

第1章 柔道整復師とは

- 1-1 業務内容.....14
柔道整復師とは、そもそも何をすることができるのでしょうか？
- 1-2 隣接業種との異同.....16
柔道整復は、整形外科、鍼灸院、整骨、カイロプラティック、マッサージなどの隣接業種とはどこが異なるのでしょうか？
- 1-3 柔道整復と診療の違い.....18
柔道整復師が行う施術は、医師が行う診療と何が異なるのでしょうか？

1項目あたり数ページの分量でまとめられているのですぐに読めます

3-8 療養費の算定基準

Q 療養費はどのように算定すればよいですか？

A 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」に従って算定する必要があります。

解説

図表 3-7 療養費の支給項目と標準

共通	1回目	2回目	3回目以降
初療料	1,520円	810円	
診察料	100円		
注射料	2,300円		
検査料	85円		
電気療法	75円		
電療料	30円		
接骨料	部位による	後療料 850円	
金銀歯等の加療	1,000円		
柔道整復運動	320円		
情報提供料	1,000円		
不完全骨折	部位による	後療料 720円	
金銀歯等の加療	1,000円		
柔道整復運動	320円		
情報提供料	1,000円		
脱臼	部位による	後療料 720円	
金銀歯等の加療	1,000円		
柔道整復運動	320円		
情報提供料	760円	後療料 505円	
打撲	760円	後療料 505円	
捻挫	760円	後療料 505円	

- (イ) 初療料
- (ア) 意義
初療料は、施術所において初めて実施する検査に対して1,520円支給されるものです。医療機関を初めて受診した場合の「初療料」に該当するものです。
- (イ) 時間外等加算
施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く）または休日において初療を行った場合は、それぞれ所定金額に540円または1,560円を加算できます。午後10時から午前6時までの間の加算金額は3,120円です（算定基準「初療、往療及び再療」注1）。
- (ウ) 負傷なしの場合
患者が契約を折入施術を求めた場合で、初療の結果、何ら負傷と認められる徴候がないときは、初療のみ算定可能となります（留意事項第2の6）。
- (エ) 治療後の負傷
また、患者の負傷が治癒した後、同一月に新たに発生した負傷に対して施術を行ったときは、この場合も初療料は算定可能です（留意事項第2の1）。同一月内ではありますが、治療後の負傷のみで、新たな検査の必要性、相応性が認められるからです。
- (オ) 任意中止後の再療
患者が自分の意思で施術を中止し、1カ月以上経過した後再び同一の

Q&A形式で解説されているので、どこからでも読めます

図や表を交えて解説しているのでスムーズに理解できます

内 容

- 第1章 柔道整復師とは
業務内容／隣接業種との異同／柔道整復と診療の違い など
- 第2章 施 術
施術契約の法的性質／施術に求められる水準／インフォームド・コンセント など
- 第3章 療 養 費
療養費／受領委任制度／集団協定と個人契約 など
- 第4章 交通事故
施術費の請求方法／算定基準の有無／損害賠償額の算定における裁判所の考え方 など
- 第5章 労 災
施術費の請求方法／ 施術費の算定基準／「療養補償給付たる療養の費用請求書」作成上の留意点

- 第6章 患者トラブル
クレームに対する基本的な考え方／悪質クレマーの見分け方／クレームへの対応 など
- 第7章 情報管理
遵守すべき法令／取得／ 情報管理体制 など
- 第8章 広 告
広告の制限／ インターネットやSNS上の口コミ対策 など
- 第9章 人事労務
就業規則の作成／就業規則の変更／懲戒処分 など